

島根県竹島問題研究顧問

藤井 賢二

竹島問題を考える



ふじい・けんじ 日本安全保障戦略研究所研究員。島根県吉賀町出身。近著に「サンフランシスコ平和条約における竹島の取扱いについて」(『島嶼研究ジャーナル』10巻1号)がある。

「我々は、いま島根県の一角を韓国の暴力によって侵されようとしているのだ。武力なき平和国家が理解なく善意なき武力によって脅かされつつある。これは(略)わが国にとって決定的な重大問題である。」

これは1953年7月15日付『山陰新報』(『山陰中央新報』の前身)の社説「韓国船の発砲と竹島の脅威」の一節である。3日前に竹島(韓国名「独島」)でおきた巡視船「へくら」への銃撃事件に衝撃を受けて事態への警鐘を鳴らしたものであったが、この訴え

まず、日本の主張は事実に基づくもので、「ねつ造」や「歪曲」の必要はない。17世紀に米子の大谷・村川家が幕府の許しを得て鬱陵島で漁猟し竹島を利用していたこと。1905年の竹島編入とその後の土地台帳登録や漁猟許可などの行政権の行使。そして1951年署名のサンフランシスコ平和条約で竹島は日本領に残された。

そして、「武力なき平和国家が理解なく善意なき武力によって脅かされつつある」という記述への反発である。竹島問題では「日本

本の侵略としなければならぬ。そのためには、1905年より前に朝鮮半島にあった政府の竹島領有の証拠を示さねばならない。そこで、韓国は1900年の「勅令第41号」で「鬱陵全島と竹島石島」の「石島」が竹島だと主張する。『高等学校 韓国史』でも「勅令第41号」を「官報に掲載して独島が大韓帝国の領土であることを対内外に明らかにした」とある。

「石島」が竹島であることは証明されていない。「勅令第41号」の公布前後に大

韓国の不法占拠と日本

は届かなかつた。翌1954年8月には巡視船「おき」への銃撃、同年11月には巡視船「へくら」「おき」への砲撃がおき、韓国の竹島不法占拠は現実のものになっていく。

この文章を2015年に『別冊 正論』23号で紹介したところ、60年以上前の文章を現在のものと誤解したのか、翌々年に崔長根(チンナガネ)大邱大学教授が次のように反発した。「このような認識は日本政府が独島領有権をねつ造して歪曲された内容を日本国民に教育して広報した結果だ」(『韓日軍事文化研究』23輯)。この主張はおかしい。

「加害者、韓国」被害者」という図式が逆であることが受け入れがたいのだろう。

現在使われている韓国の教科書『高等学校 韓国史』(志学社)は、1965年の日韓国交正常化の説明で竹島問題に触れている。「日本は今日まで、日本軍『慰安婦』、強制徴兵および徴用被害者、独島などの問題に対する公式的な謝罪と賠償をしないで行う」と、他の問題と同じように、竹島問題でも韓国を被害者にしていく。

しかし、竹島問題で韓国が被害者になるためには、1905年の竹島編入を日

韓帝国が竹島で主権行使した事実も確認されていない。そもそも、韓国人が「勅令第41号」を証拠と主張し始めたのは1960年代後半で、韓国政府が立証のため地名調査をしたのは1970年代後半だった。韓国の主張は後から取って付けたもので、説得力はない。

竹島問題において、韓国は被害者ではなく加害者である。あくまでも平和的解決を求める日本の「あらゆる努力にも拘わらず、韓国側が了承しないのか、ないしは、その努力がまだ十分なのか」と、この社説が吐露する被害者「日本の苦悩は今も続く」。